

第4編 災害復旧・復興編

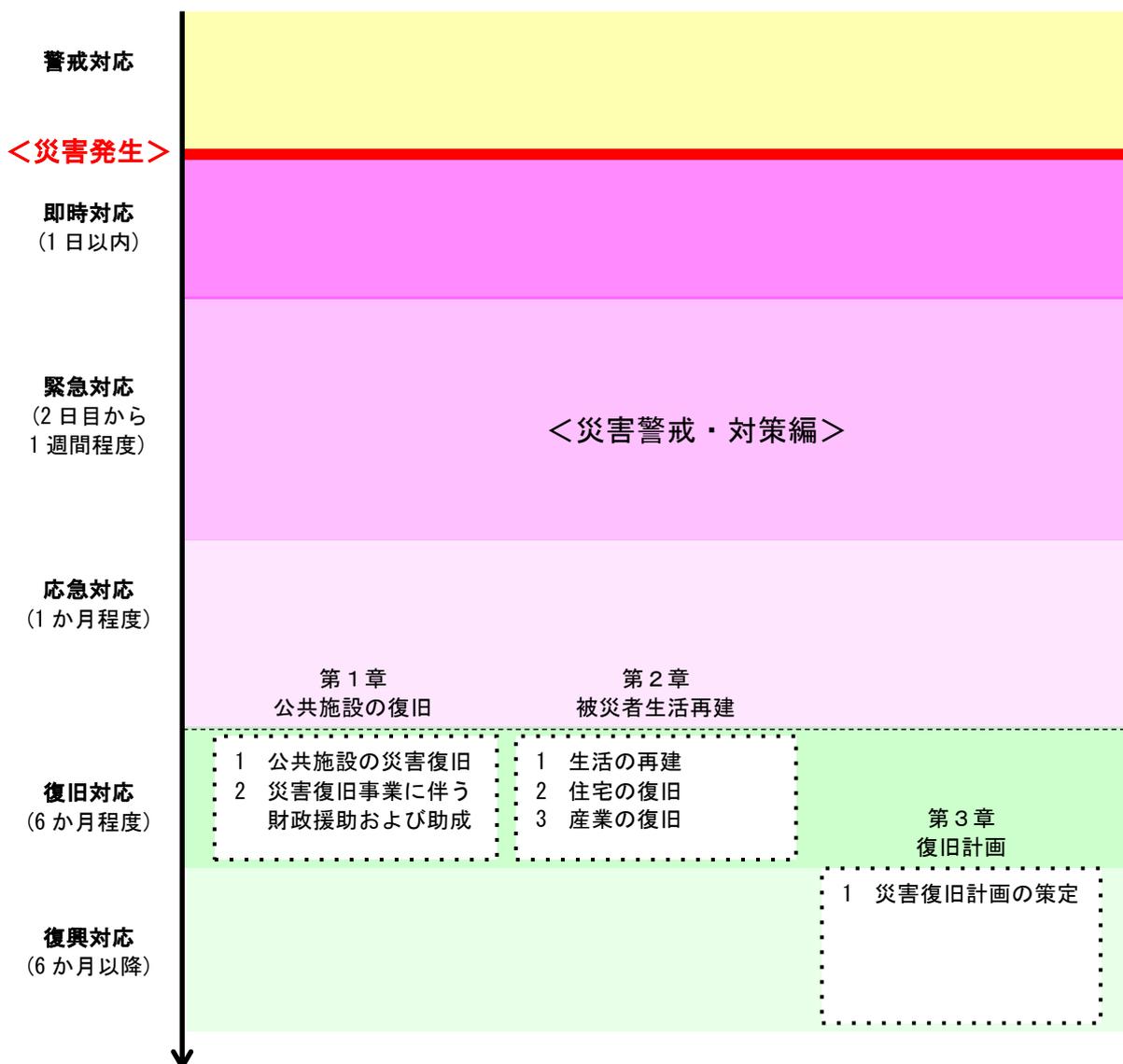
<災害復旧・復興の考え方>

社会・経済活動の早期回復とともに、被災者の生活安定や不安解消を図るため、計画的な復旧を進めたり、生活全般にわたるきめ細やかな支援を行ったりします。

復旧・復興計画の策定に当たっては、町民等の意向に十分配慮するとともに、地域コミュニティの維持・回復や再構築に努めます。また、男女共同参画の観点から復旧・復興のあらゆる場・組織への女性の参画を促進します。障がい者、高齢者等の災害時要援護者の参画も、併せて進めます。

災害復旧
・復興編

災害復旧・復興対策の時期と内容



第1章 公共施設の復旧

第1節 公共施設の災害復旧（基盤整備課、関係各課）

【公共施設の復旧】

道路、橋梁、河川、上下水道等の公共施設の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努め、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援に寄与します。復旧に当たっては、被害の原因、状況その他の条件を十分に検討し、被災施設の原形復旧とともに、災害による再度の被災を防止するために必要な施設の新設・改良等を行います。

なお、復旧事業の実施に当たっては、警察等と協力し、暴力団排除活動の徹底に努めます。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助および助成

【災害復旧のための国の支援】

町が管理する公共土木施設（河川・道路・砂防施設等）が災害によって被災した場合は、一定の基準に基づき国からの財政援助を受け早期の機能復旧を図ります。また、災害によって被害を受けた農地や農業用施設（ため池など）の復旧は、国庫補助を受けて行います。

国が直接管理している施設（一級河川、国道のうち指定区間等）が災害によって被害を受けた場合は、国の直轄災害復旧事業として施設の復旧が行われます。また、町が本来行うべき災害復旧事業であっても、被災規模が特に甚大である場合や、直轄事業との一体的な復旧が必要である場合は、国が直轄事業として災害復旧事業を行うことがあります。

【激甚災害指定】

甚大かつ広範囲に及ぶ災害から早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠です。そのため「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、町は、迅速に被害情報の収集に努めるとともに、被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力します。

第2章 被災者の生活再建

第1節 生活の再建（総務課、住民課、教育委員会）

【生活再建施策の実施】

町が実施する生活再建支援メニューや実施スケジュールは、迅速に作成し公表します。また、甚大な被災地及び災害時要援護者への生活再建対策を優先して行います。

【災害弔慰金等の支給、生活保護】

一定の条件に該当する被災者に対しては、災害弔慰金、災害障害見舞金及び知事見舞金が支給されます。また、災害によって生活が困窮し、生活保護が必要となった世帯に対しては、中濃振興局福祉課と連携し、速やかな生活保護の適用可否に協力します。生活困窮世帯等のうち、希望する世帯には、町災害援護資金の貸付やその他機関による生活福祉資金の災害援護資金、母子福祉資金、寡婦福祉資金等の貸付に協力します。

【災害孤児の保護等】

災害による孤児、遺児等、保護が必要な児童を発見した場合、親族による受入の可能性を探るとともに、養護施設への受入や里親への委託等の保護を行います。また、災害に起因する子どもの精神的な不安を解消するため、中濃子ども相談センター等関係機関と連携してメンタルケアを実施します。

◇生活支援、災害援護資金等貸与

マニュアル編 M42-01-01～02

◇災害援護資金の貸付条件他

資料編 S42-01-01～03

第2節 住宅の復旧

【住宅の復旧、提供】

住宅の復旧については町民自らによる再建を原則としますが、自力での住宅復旧が困難な被災者に対しては、以下のような支援を行います。

- ①公営住宅（新設、既存）への入居
- ②社会福祉施設への収容
- ③住宅金融公庫による融資
- ④仮設住宅の斡旋

また、住宅の修繕、住宅からの障害物の除去についても、自力での実施が困難な被災者に対しては、融資による支援を行います。

なお、甚大な被災地を優先するとともに災害時要援護者にも配慮した住宅の復旧に取り組みます。

第3節 産業の復旧

【産業の復旧】

農林業、商工業等の事業再建は自力での復旧を原則としますが、生活必需品の供給や応急資材・物資の調達・斡旋等を通じて復旧を支援します。また、自力復旧支援のための助成・融資制度の拡充、融資条件の拡充・緩和を関係機関等に要望します。

被災商工業者の早期復興を図るため、政府関係金融機関及び民間金融機関の災害融資制度について関係者に周知します。また、県計画に定める一般金融、県費預託、保証助成の方法により融資の斡旋を行います。

◇被災中小企業の自立支援対策他

資料編 S42-03-01～03

第3章 復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

【復旧計画の策定】

町民生活の安定や町内の経済活動等の健全な回復に向けて、着実、迅速かつ計画的な復旧を実現するため、被災後、速やかに復旧計画の策定に取りかかります。災害復旧計画の策定後は、その計画に基づいて可能な限り早期の復旧を目指します。

災害復旧計画は、被災からの復旧を契機に町が抱える課題を解決したり、市街地の構造等の改変・向上や地域・地場産業の活性化を図るための計画とします。策定にあたっては、復旧後の迅速かつ力強い町の復興を支える計画となるように配慮するとともに、町民・関係者との間で十分な議論・協議を尽くして計画についての合意形成を図ります。